

茅ヶ崎市若年がん患者在宅療養助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、若年がん患者が住み慣れた自宅で最期まで安心して自分らしい生活を送れるよう、在宅療養に要する費用の一部を助成することにより、若年がん患者及びその家族の経済的負担を軽減するため、茅ヶ崎市若年がん患者在宅療養助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 次条各号に掲げるサービスを利用した日において40歳未満である者
- (3) 在宅療養を行う上で介助又は介護が必要である者であって、次のいずれにも該当する者

ア 当該介助又は介護が必要であると見込まれる状態の原因である身体上又は精神上の障害が、がん（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条第1号に規定するものに限る。）によって生じたものである者

イ 介護保険法（平成9年法第123号。以下「法」という。）第9条第2号に規定する被保険者の資格を有するとしたならば、介護保険法第19条第1項の要介護認定又は同条第2項の要支援認定を受けることができる者

(助成対象費用)

第3条 助成金の交付の対象となる費用は、助成対象者が次の各号に掲げるサービス（医療保険各法の規定による医療の給付又は国若しくは地方公共団体等の助成を受けることができるものを除く。）の利用に要した費用とする。

- (1) 法第8条第2項に規定する訪問介護に相当するサービス
- (2) 法第8条第3項に規定する訪問入浴介護に相当するサービス
- (3) 法第8条第12項に規定する福祉用具貸与及び同条第13項に規定する特定福祉用具販売に相当するサービス並びにこれらに準ずるサービスとして市長が認めるもの
- (4) 病院又は診療所への通院のための送迎サービス及び乗降介助サービス

(助成金の額)

第4条 1月当たりの助成金の額は、当該月において前条各号に掲げるサービス（以下「対象サービス」という。）の利用に要した費用の額の合計額に10分の9を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）と54,

000円（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者にあつては、60,000円）のいずれか低い額とする。

（資格の認定の申請等）

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、助成対象者であることについて市長の認定を受けなければならない。

2 前項の確認を受けようとする者は、氏名、住所、生年月日その他市長が必要と認める事項を記載した申請書に、その者が第2条第3号ア及びイのいずれにも該当することに係る医師の意見書その他市長が必要と認める書類を添えて市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類を審査し、速やかに前項の規定による認定（以下「資格認定」という。）の可否を決定し、その旨を資格認定の申請をした者に通知するものとする。

（変更の届出）

第6条 資格認定を受けた者（次条において「資格認定者」という。）は、その住所又は氏名を変更したときは、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

（資格の認定の取消し）

第7条 市長は、資格認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格認定を取り消すことができる。

(1) 第2条各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。

(3) 資格認定者から資格認定の取消しの申出があつたとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が引き続き資格認定をすることが適当でないことを認めるとき。

2 市長は、前項の規定により資格認定を取り消したときは、その旨を書面により遅滞なく当該資格認定者に通知しなければならない。

（助成金の交付の申請）

第8条 資格認定者は、助成金の交付を受けようとするときは、氏名、生年月日、交付申請額その他市長が必要と認める事項を記載した申請書に次に掲げる書類を添えて、対象サービスを利用した日から起算して1年を経過する日までに市長に申請しなければならない。

(1) 利用した対象サービスの費用に係る領収書の写し

(2) 利用した対象サービスの内容等の明細書

(3) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 第5条第3項の規定は、前項の規定による申請があった場合について準用する。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、助成金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第7条の規定により資格認定を取り消されたとき。

(2) 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。

2 第7条第2項の規定は、前項の規定による取消しをした場合に準用する。

(助成金の返還)

第10条 前条の規定により助成金の交付の決定を取り消された者は、市長の定める期限内に、当該交付の決定により交付を受けた助成金を返還しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。